



URL //www.khagurodai.com/

## 【班長・副班長の活動ガイド】

### 班内とりまとめのお世話役と町会活動推進

#### □班内のとりまとめのお世話役

##### 1. 親睦交流、意見要望、周知伝達

①日々の暮らしの中で、あるいは当面する諸問題、さらには町会活動での班内にはたくさんの意見・要望があると思います。そういう意見・要望を的確に把握し反映させていくことは、住みよい街づくりに欠かせません。様々な機会をとらえて収集に努めましょう。

②お互いが顔見知りで交流のある近隣関係・ご近所づきあいが重要になってきます。コミュニケーションを深める関係づくり、場づくりを積極的にすすめましょう。

③自治体や町会の定期的な諸情報、緊急のお知らせごとなどは、刊行物・印刷物・回覧等で配布・周知伝達されます。その各班の起点になるのが班長です。速やかに、そして確実に、全員に伝わるよう努めましょう。

④行事の雨天中止や緊急のお知らせなどで、役員・専門委員から電話連絡する場合があります。「連絡網」をつくりて各家庭に配布し、迅速・正確な連絡体制をつくりましょう。

##### 2. 町会会費の集金

###### ①会費

会費は、自主的で民主的な町会活動をすすめていくための重要な財源です。会費は、「会員」から徴収します。

###### ②集金

会費は、年度一括前納若しくは、半期毎4月～9月、10月～3月の年2回（6ヶ月分前納）です。5月・10月開催の班長会までに徴収して、当日、会計担当者に納めてください。

###### ③新規入会・脱会

会費は、入会の翌月から起算して「残り月の期間分」を徴収します。

年度途中で脱会した場合は、脱会届月の翌月から起算して前納入分を返却します。

##### 3. 新入居者への対応

①新しく入居された方にとって心配ごとの一つは隣人との関係です。ご近所からの温かい声かけはいろんな意味でうれしいことです。新しく入居されたら出来るだけ早めに「町会入会」をお勧めください。その際には次の資料を渡してください。資料は会計担当者が保管しております。

・羽黒台町会入会申込書、羽黒台町会会則・細則

②記入済みの「入会申込書」は、受領後、会長まで届けてください。

③ゴミ分別ガイド・カレンダーは、入居者本人に、市役所もしくは、アミューザ柏にて【羽黒台町会】と申しで、取り寄せるようお伝えください。

#### 4. 広報紙（行政・町会）等の配布

①会員全世帯に、決められたルートで「広報紙」等の地域情報を配布します。「会員数分」が班長宅に届きますので配布・回覧してください。

②会員の移動等で部数が不足した場合は、広報担当にお問い合わせください。

#### 5. 慶弔への対応

羽黒台町会運営細則の規程通りです。

#### 6. 住みよい街づくりにむけて

##### ①クリーンデー

5月と12月の年2回、町内全域で一斉に「街通り、公園」等を清掃します。実施日は班長会にてお知らせします。会員に周知し、当日は可能な限り班内全世帯が参加するよう呼びかけてください。又、この機会を利用して「交流を深める場づくり」をしましょう。

②防犯灯の新設・修理等必要がある場合は、防災・防犯部会にご連絡ください。

③ゴミステーションのシート等、破損・老朽化により交換が必要な場合は、ホームセンター等で購入し、会計担当に申請・清算（領収書が必要です）して下さい。

#### 7. 街の住環境を守るために

①近隣で、挨拶などで建物新築・増改築の情報を得られたら、会長・副会長までご連絡ください。

②また、空き家、他など、「環境を破壊するような行為」または「発生する恐れがあるような場合」でもご連絡ください。

### □町会活動の推進

#### 1. 住みよい街づくりに、班の声を

①班長と役員で構成する班長会は、総会につぐ決議機関で毎月1回開催します。開催日はあらかじめ決まっていますので必ず出席してください。

②役員・専門部会からの活動報告・計画、その他の提案について討議に参加し、積極的な意見をお寄せください。また、会員から寄せられた意見・要望などを紹介し、内容によっては全体の課題として展開・解決を図る場としましょう。

#### 2. 親睦交流の場として

自治会・町会等行事の、お祭り、柏中央会ふれあい運動会、防災訓練・防犯パトロール等に委員として務めていただきます。交流を深める場づくりに積極的に参加しましょう。

#### 3. 自主防災委員として

「防災委員」を務めていただきます。

以上